

立川労働基準監督署の電話番号が



ダイヤルインになります!

立川労働基準監督署の電話番号が、平成 22 年 11 月 1 日(月)から
直通番号に変わります。各方面・課の直通番号は次のとおりです。

方面・課名	主な取扱業務	電話番号(ダイヤルイン)
方 面 立川総合労働 相談コーナー	労働基準法(36 協定・就業規則・年次有給 休暇・労働時間)、最低賃金等労働条件に関 する各種相談・問合せ 解雇・賃金不払等の総合労働相談	042-523-4472
安全衛生課	労働安全衛生法に関する各種相談・問合せ 健康診断、災害防止対策、安全衛生管理体制 など	042-523-4473
労 災 課	労災保険に関する各種給付請求・申請 労働保険の新規加入、労働保険料の申告 労災保険に関する相談	042-523-4474
業 務 課	総務・会計	042-523-4475

※ 平成 22 年 10 月末日までの電話番号は、042-523-4471(代表)です。

※ 所在地、ファックス番号(Fax 042-522-0565)は変わりません。

立川労働基準監督署

所在地 〒190-8516 立川市錦町 4-1-18 立川合同庁舎 2 階

管轄区域 昭島市・国立市・小金井市・国分寺市・小平市・立川市・

東村山市・東大和市・府中市・武蔵村山市

最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金が平成 22 年 10 月 24 日から
時間額 **821 円** に改正されます。

詳しくは、立川労働基準監督署へお問合せください。

電話 10 月末日までは 042-523-4471(代表)、11 月 1 日からは 042-523-4472(直通)